

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令(案)について

1. 背景

自動車運送事業においては、運行中の安全確保の大部分が運転者 1 人に委ねられている等の固有の特徴があるため、輸送の安全性を向上させるためには、①現行の運行管理制度の徹底、②監査の強化、③安全マネジメントの導入が不可欠であるとの観点から、国土交通省では、平成 18 年 4 月に「自動車運送事業に係る安全対策検討委員会」を発足させ、自動車運送事業の安全性の総合的な向上を目指した検討を重ねてきたところですが、同年 6 月に報告書が取りまとめられたことから、今般、当該検討結果を踏まえ、上述の運行管理制度の改善等を図るため、旅客自動車運送事業運輸規則等関係省令の一部改正を以下のとおり行うことを予定しています。

2. 概要

① 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）の一部改正

- ・ 点呼を行った際に記録すべき事項に次の項目を加え、記録事項の明確化を図ることとします。
 - i 点呼を行った者及び運転者
 - ii 乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別できる表示
 - iii 点呼の日時
 - iv 点呼の方法
 - v その他必要な事項
- （第 24 条関係）
- ・ 同一の営業所において複数の運行管理者を選任する場合には、それらの運行管理者を統括する統括運行管理者を選任しなければならないこととし、また運行管理者の業務を補助させるため、国土交通大臣が認定する講習を受講した者の中から補助者を選任することができることとします。
 - （第 47 条の 9 及び第 48 条関係）
- ・ 運行管理者の業務として、補助者に対する指導及び監督を加えることとします。
 - （第 48 条関係）
- ・ 運行管理規程に統括運行管理者の職務及び権限を規定しなければならないこととします。
 - （第 48 条の 2 関係）

② 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）の一部改正

- ・ 貨物自動車運送事業者に義務付けられている点呼について、輸送の安全確保に関する取組が優良であると認められる事業者について、やむをえない場合に限らず、対面と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行えることとします。
 - （第 7 条関係）
- ・ 点呼を行った際に記録すべき事項に次の項目を加え、記録事項の明確化を図ることとします。
 - i 点呼を行った者及び運転者
 - ii 乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別できる表示
 - iii 点呼の日時
 - iv 点呼の方法
 - v その他必要な事項
- （第 7 条関係）
- ・ 同一の営業所において複数の運行管理者を選任する場合には、それらの運行管理者を統括する統括運行管理者を選任しなければならないこととし、また運行管理者の業務を補助させるため、国土交通大臣が認定する講習を受講した者の中から補助

者を選任することができることとします。

(第18条及び第20条関係)

- ・ 運行管理者の業務として、補助者に対する指導及び監督を加えることとします。
(第20条関係)
- ・ 運行管理規程に統括運行管理者の職務及び権限を規定しなければならないこととします。

(第21条関係)

③ 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)の一部改正

貨物自動車運送事業の安全性優良事業所認定の有無を記載する欄を設けることとするとともに、事故を起こした貨物自動車運送事業者に輸送を依頼した荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所を記載する欄、貨物の内容を記載する欄等を新たに設けることとします。

④ その他、所要の改正を行います。

3. 今後のスケジュール(予定)

公	布	:	平成19年3月上旬
施	行	:	平成19年4月上旬